省　令

○厚生労働省令第十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百六十条第三項第一号の規定に基づき、健康保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

健康保険法施行規則の一部を改正する省令

健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の二の次に次の一条を加える。

第一条の三　平成二十五年度及び平成二十六年度における第百三十五条の二第二項及び第三項並びに第百三十五条の七の規定の適用については、第百三十五条の二第二項第一号中「からホ」とあるのは「からヌ」と、「国庫補助」とあるのは「国庫補助及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「特別法」という。）第五十八条第二項の規定による国庫補助」と、「ホ　特例措置により加算された家族訪問看護療養費の額」とあるのは「ホ　特例措置により加算された家族訪問看護療養費の額（特別法第五十条の規定による算定により加算された入院時食事療養費の額、特別法第五十一条の規定による算定により加算された入院時生活療養費の額、特別法第五十二条の規定による算定により加算された保険外併用療養費の額及び特別法第五十三条の規定による算定により加算された療養費の額を除く。）ヌ　特別法第五十四条の規定による算定により加算された家族療養費の額」と、第百三十五条の七第一号イ中「国庫補助」とあるのは「国庫補助及び特別法第五十八条第二項の規定による国庫補助」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十八号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第三十二号までを一号ずつ繰り上げ、第三十三号を削り、第三十四号を第三十二号とし、第三十五号から第四十八号までを二号ずつ繰り上げ、第四十九号及び第五十号を削り、第五十一号を第四十七号とし、第五十二号から第六十八号までを四号ずつ繰り上げ、第六十九号を削り、第七十号を第六十五号とし、第七十一号から第九十号までを五号ずつ繰り上げ、第九十一号を削り、第九十二号を第八十六号とし、第九十三号から第九十九号までを六号ずつ繰り上げる。

附　則

1　この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。